独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	アニコム　ホールディングス株式会社	コード	8715
提出日	2020/5/29	異動（予定）日	2020/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	福山　登志彦	社外取締役	○													○		有
2	井上　幸彦	社外取締役	○													○		有
3	渋澤　健	社外取締役	○													○		有
4	田中　栄一	社外取締役	○													○	新任	有
5	岩本　康一郎	社外監査役	○													○		有
6	須田　邦之	社外監査役	○													○		有
7	武見　浩充	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		福山登志彦氏は、日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与された経験や、日本銀行の要職を歴任された経験を有しております。こうした経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただけると判断しています。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
2		井上幸彦氏は、警視庁警視総監等の要職を経験されていることに加え、現在も日本盲導犬協会の理事長等の要職を務められております。こうした経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただけると判断しています。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
3		渋澤健氏は、国際経験が豊富であるとともに、ESG投資やSDGsについての造詣も深く、また、長年、金融機関において証券・投資運用業務に携わる中で企業との対話を積極的に行われてきております。こうした経験を通じて培われた同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただけると判断しています。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
4		田中栄一氏は、郵政省及び総務省の要職を歴任されてきたことに加え、NTTコミュニケーションズ株式会社では、会社経営に関与されるとともに、事業とSDGsを関連付けた取組みにも深く携われてこられました。SDGsへの企業の貢献が期待される中、これらの経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただけると判断しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
5		岩本康一郎氏は、弁護士として法律に関する専門的な知見と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただけると判断しています。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
6		須田邦之氏は、東京海上日動火災保険株式会社における40余年の勤務で培われた経験及び財務会計に関する相当程度の知見を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただけると判断しています。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
7		武見浩充氏は、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただけると判断しています。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。

４．補足説明

当社は、次のとおり「社外役員の独立性判断基準」を定めています。

【社外役員の独立性判断基準】
当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。
① 当社またはその子会社の業務執行者である者
② 過去10年間において当社またはその子会社の業務執行者であった者
③ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、その連結売上高の２％以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
④ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、当社の連結経常収益の２％以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
⑤ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
⑥ 当社またはアニコム損害保険株式会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
⑦ 当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
⑧ 当社またはアニコム損害保険株式会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
⑨ 直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10％以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。